

中野区テニス協議会 大会管理規程

第1条（目的）

この規程は、中野区テニス協議会（以下、当協議会）が主催するテニス大会を管理することにより、秩序ある大会の開催を保証することを目的とする。

第2条（定義）

1. 主催者：当協議会を指す。
2. 大会実行委員長：当協議会から選任された者とする。大会の秩序ある開催を保証するための権限と責任を有する。
3. 大会担当チーム：大会開催当日および当日までの準備の手伝いを務める当協議会所属のチームを指す。
4. 大会：当協議会で実施する各種大会を指す。

第3条（大会日程）

大会ごとに定められた日時・場所で原則実施される。

ただし、雨天順延や会場の都合など特別な事情がある場合には変更があり得る。

第4条（大会参加資格）

当協議会所属チームのメンバーおよび大会案内で定められた参加資格に該当する者。

チームの登録メンバー変更は大会開催日の1ヶ月前（前月の同日）まで認める。

ただし、やむを得ない事情によるメンバー交代、欠員補充が必要で、かつその行いが秩序ある大会を害さず、必要性・妥当性を有すると認められる場合は、当協議会で協議し、個別に参加資格を付与する場合がある。

2025年度以降は以下ようになります。

チームの登録メンバー追加は大会開催日の1ヶ月前（前月の同日）まで認める。

ただし、やむを得ない事情による欠員補充が必要で、かつその行いが秩序ある大会を害さず、必要性・妥当性を有すると認められる場合は、当協議会で協議し、個別に参加資格を付与する場合がある。

第5条（参加方法）

参加希望者は、当協議会 Web サイト（以下 Web）に掲示される大会案内に従い、当協議会に大会申込みを行う。約1週間前までにドロ表と大会実施要領が Web に掲示される。

大会当日は大会案内に定める受付時間までに大会本部で受付を終了する。

第6条（エントリーの取消し・変更）

やむを得ない事情がある場合には、大会当日の受付時まで変更は可能であるが、エントリーの取消しや変更が発生した場合には、直ちに主催者または大会担当チームに連絡をする。

大会参加資格（第4条）に関わる変更の場合、主催者は直ちに協議を行い、秩序ある大会の開催に努めなければならない。

エントリー後の取消しは原則参加費を徴収する。また、ドロー発表後のメンバー変更の場合には試合は行わうが、スコアは0-6（6ゲーム先取の場合）とする。
正式には各大会での実施要領が優先される。

第7条（大会の延期、中止）

雨天、強風、災害、会場の都合などにより、大会は延期または中止になる場合がある。
当日の受付前に延期または中止になる場合は、受付開始1時間前にWebに掲載する。
受付後に延期または中止になる場合は、決定次第、会場にて案内をする。
延期または中止になった場合の返金は、試合を行っていない参加者のうち予備日に参加できない者には全額返金、試合を行った参加者のうち予備日に参加できない者には試合数・試合時間などを考慮して算出した金額を返金する。試合の実施有無にかかわらず、予備日に参加できる者については、返金せず、大会担当チームが予備日含めた参加費として預かることとする。
予備日が中止になる場合は、予備日含めて試合を行っていない参加者には全額返金、試合を行った参加者には、試合数・試合時間などを考慮して算出した金額を返金する。
団体戦など個人単位で算出できない場合の返金は、チーム単位での試合数・試合時間などを考慮して算出するものとする。
各大会における参加費の返金額は以下を参考にする。個人戦と団体戦で、参加費の返金基準が異なる。大会に合わせて、下記の例に当てはめて対応する。

〔個人戦（連盟杯、スポーツ祭典、クリスマスミックス）〕

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ①当日・予備日共に実施できず、大会自体が中止 | 全額返金 |
| ②全員が1試合も成立できずに中止 | 全額返金 |
| ③全員が1試合は成立できたが、2試合目が不成立で中止 | ¥1,000 徴収 |
| ④全員が2試合は成立できたが、開始から4時間以内に中止 | 半額返金 |
| ⑤開始後4時間以上経過してから中止 | 返金なし |

〔団体戦（もえぎ大会、ニューイヤーテニス交流会、春季テニス交流会）〕

- | | |
|--------------------------|------|
| ①当日・予備日共に実施できず、大会自体が中止 | 全額返金 |
| ②開始後2時間以内に中止 | |
| ニューイヤーテニス交流会は¥1,000 徴収 | |
| もえぎ大会と春季テニス交流会は¥3,000 徴収 | |
| ③開始後2時間以上かつ4時間以内に中止 | 半額返金 |
| ④開始後4時間以上経過してから中止 | 返金なし |

第8条（出場選手の実力評価）

以下の手順に基づき実力を評価してシードに反映させる。

1. 過去2年間の同一大会での成績、次に類似大会での成績を勘案して実力評価をする。
2. 大会に初めて参加する人（特に新規協議会加入者）は、必ず過去の主な実績をエントリー時に自己申告する。申告を考慮してシードに反映させる。
3. 団体戦では、上記1、2を勘案してチームの実力評価をする。

第9条（ドローの作成）

公式トーナメント競技規則（JTA テニスルールブック参照）に則り、ドローを作成してシードの位置を決める。ダブルスの場合は、同じチームが同じブロックにならないように配慮する。

第 10 条（テニスルール）

JTA テニスルールブックに定めるテニスルールを適用する。

第 11 条（主催者の義務と任務）

主催者は以下の義務と任務を負うものとする。

1. 大会の開催に関する財政上、運営上の全責任を負う。
2. 大会開催中、大会関係者（含む、選手）の安全に万全を期す。
 - (1) 応急処置のための救急箱・AED の使用は体育施設管理人に相談する。
 - (2) 必要に応じて参加者への傷害保険、賠償責任保険を付保する。
 - (3) 大会関係者の危険な行為を予防・禁止する。危険行為に関して必要であれば処分を行う。
 - (4) 落雷や熱中症、雨や雪による転倒などに配慮する。
3. 大会ごとに運営チームを組織する。
4. 大会開催の 1 カ月前までに大会案内を作成して以下の手続きを取る
 - (1) Web に掲示する。
 - (2) 協議会所属チーム代表に LINE・メールなどで連絡する。
5. 大会終了後、以下の処理を行う。
 - (1) Web に大会結果を速やかに掲示する。
 - (2) 経費精算を行う。
 - (3) 当協議会に必要な報告書を作成して提出する。
6. 期末に来年度の活動計画を策定する。

第 12 条（運営チーム）

1. 主催者は、大会を円滑に運営するために、大会ごとに運営チームを組織する。
2. 運営チームは、大会実行委員長 1 名、大会担当チーム、主催者数名で組織する。

第 13 条（運営チームの任務）

1. 大会実行委員長の任務

- (1) 主催者を代表して全ての大会を掌握する。
- (2) 大会ごとに運営チームを組織して運営方法を協議する。
- (3) 必要に応じて大会実行委員会を開催し、全大会の総括をする。
- (4) 大会準備から大会終了後の事務処理が終了するまで全てに目配りして、遺漏のないよう関係者に適切な助言をする。
- (5) 大会当日は常に連絡が取れるようにしておく。不可能な場合は代理人をあらかじめ指名しておく。

2. 大会担当チームの任務

- (1) 大会開催に必要な備品（机、椅子、スコアボード、コート割、シングルスポールなど）に不備がないか確認を行う。不備がある場合は主催者に報告のうえ調達を行う。
- (2) 参加賞、賞品、使用球を用意する。
- (3) 大会 1 カ月前までに大会案内を作成して用意する。
- (4) 大会当日のドローを作成する。
- (5) 大会当日の会場設営、進行管理、後片付けをする。
- (6) 大会後に経費の報告・精算をする。

3. 主催者の任務

- (1) 大会準備および大会当日の大会担当チームの補佐をする。
- (2) 大会担当チームからの依頼・相談の窓口となり、必要に応じて協議を行う。
- (3) 報告・連絡事項を大会担当チームに速やかに伝える。

第14条（ボール）

大会で使用するボールは、ATP 公認球または JTA 公認球を用いるよう努める。

第15条（その他）

- (1) 試合中のフェイスマスク使用は認めるが、エントリー受付、試合開始前の挨拶の時には外すこと
- (2) 年齢制限のある大会は年齢基準日を大会開催年 12 月 31 日とする

第16条（規程の改正）

この規程の改正は、当協議会運営委員会の承認を得なければならない。

2024 年 7 月 24 日 制定